

徳島県ジェネリック医薬品適正使用促進に関する認証登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、県がジェネリック医薬品の使用を推奨する薬局を認証すること及びジェネリック医薬品使用推進に協力する事業者を登録することにより、更なるジェネリック医薬品の普及を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、認証及び登録は次のとおりとする。

(1) ジェネリック医薬品推奨薬局の認証（以下「認証」という。）

ジェネリック医薬品の使用促進に積極的に取り組むとともに、第5条各号に掲げる要件を満たす県内の薬局を「徳島県ジェネリック医薬品推奨薬局」として知事が認定する。

(2) ジェネリック医薬品使用推進協力事業者の登録（以下「登録」という。）

ジェネリック医薬品の使用促進について、職員や利用者に対する普及啓発あるいは県のジェネリック医薬品使用促進の取組に協力的な事業者を「徳島県ジェネリック医薬品使用推進協力事業者」として県が登録する。

2 この要綱において、事務局は徳島県保健福祉部薬務課（以下「事務局」という。）とする。

(申請)

第3条 認証及び登録の申請については次のとおりとする。

(1) 認証申請

認証を希望する薬局は、徳島県ジェネリック医薬品推奨薬局認証申請書（様式第1号）を第5条の要件に係る添付書類とともに事務局へ提出する。

(2) 登録申請

登録を希望する事業者は、徳島県ジェネリック医薬品使用推進協力事業者登録申請書（様式2号）を事務局へ提出する。

(審査)

第4条 事務局は、第2条第1項第1号に規定する認証の申請書の提出を受けたときは、第5条に掲げる要件の可否を審査する。なお、事務局は必要に応じて、薬事関係団体等に意見を聴くことができる。

(認証基準)

第5条 知事は、認証取得を希望した薬局が次の要件を満たすと判断する場合、ジェネリック医薬品推奨薬局として認定する。

(1) 認証1（☆）とする条件

ア 次の要件を全て満たすこと

- ・ 後発医薬品調剤体制加算届出の後発医薬品使用割合が75パーセント以上であること

- ・ジェネリック医薬品に関する研修を年1回以上実施していること
- ・かかりつけ薬局（かかりつけ薬剤師指導料の算定基準又は同等の基準を満たす薬局）であること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が薬局の運営に関わっていないこと。

ウ 県内において直近3年間薬事関係法令の重大な法令違反がない者が薬局開設者であること。

（2）認証2（☆☆）とする条件

前号を満たすとともに、後発医薬品調剤体制加算届出の後発医薬品使用割合が80パーセント以上であること。

（3）認証3（☆☆☆）とする条件

第1号及び前号を満たすとともに、健康サポート薬局であること。

2 知事は前項により認証した場合、当該申請者に「徳島県ジェネリック医薬品推奨薬局認定証」（様式3号）を交付する。

（登録）

第6条 薬務課長は、第2条第1項第2号に規定する登録の申請書の提出を受けたときは、実績等申請内容を確認して登録し、当該申請者に通知書（様式第4号）を交付する。

（公表）

第7条 認定又は登録した事業者の名称、事業所所在地、認証又は登録番号及び認定又は登録年月日をホームページ等で公表するものとする。

（認証の辞退）

第8条 認証を受けた薬局は、認証基準を満たさなくなったときは、「徳島県ジェネリック医薬品推奨薬局認証辞退申請書」（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

第9条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。